

福山市人事行政の運営等の状況

2025年（令和7年）11月

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	
(1)	職員の採用状況	1
(2)	職員の退職等の状況	1
(3)	職員採用候補者試験の状況	2
(4)	部門別職員数の状況と主な増減理由	3
(5)	暫定再任用職員・会計年度任用職員の任用状況	3
(6)	定員適正化の考え方	3
2	職員の人事評価の状況	
(1)	目的	4
(2)	人事評価の内容	4
(3)	人事評価の結果の活用	4
3	職員の給与の状況	
(1)	人件費の状況（普通会計決算）	5
(2)	職員給与費の状況（普通会計決算）	5
(3)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額及び平均年齢の状況	5
(4)	ラスパイレス指数の推移（一般行政職）	5
(5)	職員の初任給の状況	6
(6)	一般行政職の級別職員数の状況	6
(7)	職員手当の状況	6
(8)	特別職の報酬等の状況	8
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1)	職員の勤務時間	9
(2)	年次休暇の取得状況	9
(3)	時間外勤務及び休日勤務等の状況	9
(4)	休暇等の状況	9
5	職員の休業に関する状況	
(1)	一般職員の取得状況	10
(2)	会計年度任用職員（フルタイム）の取得状況	10
6	職員の分限及び懲戒処分等の状況	
(1)	分限処分者数	11
(2)	懲戒処分者数	11
7	職員のサービスの状況	
(1)	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣の状況	12
(2)	営利企業への従事等許可の状況	12
8	職員の退職管理の状況	12
9	職員の研修の状況	
(1)	研修に関する基本方針の策定	12
(2)	研修の実施状況	12
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1)	職員の福利厚生制度	13
(2)	職員の健康診断等の状況	13
(3)	公務災害の発生状況	13
(4)	職員の利益の保護の状況	13
11	公平委員会の業務の状況	
(1)	勤務条件に関する措置の要求の状況	14
(2)	不利益処分に関する審査請求の状況	14
12	職務の級及び職制上の段階ごとの職員数	
(1)	一般職給料表	15
(2)	教育職給料表（高校）	17
(3)	医療職給料表	17
(4)	特定任期付職員給料表	18

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び福山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況について公表します。併せて、地方公務員法第58条の3の規定に基づき、本市の職務の級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

2025年（令和7年）11月28日

福山市長 枝 広 直 幹

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（1） 職員の採用状況（2024年（令和6年）4月1日～2025年（令和7年）3月31日）（単位：人）

区 分	採 用 職 員 数	性 別	
		男	女
市長の事務部局等	93	29	64
試験採用	92	28	64
選考採用（注）	1	1	0
教育委員会の事務部局	12	7	5
試験採用	5	2	3
選考採用（注）	7	5	2
上下水道事業管理者の事務部局	3	2	1
試験採用	3	2	1
病院事業管理者の事務部局	64	30	34
試験採用	42	11	31
選考採用（注）	22	19	3
合 計	172	68	104

（注） 1 選考採用：医師、福山市立高等学校教諭等の職種があります。
2 市長の事務部局等には、議会の事務部局、選挙管理委員会の事務部局、監査委員の事務部局、公平委員会の事務部局、農業委員会の事務部局を含みます。

（2） 職員の退職等の状況（単位：人）

区 分	2024年度 （令和6年度）	2023年度 （令和5年度）
定 年 退 職	32	0
早 期 退 職	22	12
普 通 退 職	124	115
分 限 免 職	0	1
懲 戒 免 職	2	1
失 職	0	0
死 亡 退 職	2	0
合 計	182	129

（注） 1 定年退職：地方公務員法（以下「地公法」という。）第28条の6第1項の規定により退職することです。
2 早期退職：任命権者が年齢別構成の適正化を図る目的から定年前退職の募集を行い、これに応じて退職することです。
3 普通退職：自己都合により退職することです。（派遣等による退職を含む。）
4 失職：職員が法定の欠格条項（地公法第16条各号（第2号を除く。））に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの）に該当し離職することです。

(3) 職員採用候補者試験の状況(2024年度(令和6年度)実施)

職 種	受験者数 (A) (人)	採用者数 (B) (人)	競争倍率 (A) / (B) (倍)
事 務 職 (1 種 A)	96	28	3.4
事 務 職 (1 種 B)	143	12	11.9
事 務 職 (1 種デジタル)	5	1	5.0
事 務 職 (2 種)	21	4	5.3
障がいのある人を対象とした事務職	12	1	12.0
技 術 職 (1 種 ・ 土 木)	15	7	2.1
技 術 職 (2 種 ・ 土 木)	0	-	-
技 術 職 (1 種 ・ 建 築)	4	2	2.0
技 術 職 (1 種 ・ 電 気)	4	3	1.3
技 術 職 (1 種 ・ 化 学)	2	0	-
技 術 職 (1 種 ・ 機 械)	6	1	6.0
保育士 ・ 幼稚園教諭	52	28	1.9
獣 医 師	2	1	2.0
保 健 師	23	9	2.6
現 業 関 係 職 員 (調理・給食業務等)	18	7	2.6
現 業 関 係 職 員 (清掃・学校技術業務等)	9	3	3.0
事 務 職 (職務経験者)	21	1	21.0
技 術 職 (職務経験者／土木)	4	2	2.0
技 術 職 (職務経験者／建築)	2	1	2.0
【 任 期 付 】 弁 護 士	0	-	-
事 務 職 (カムバック)	1	-	-
技 術 職 (カムバック)	0	-	-
保育士 ・ 幼稚園教諭 (カムバック)	0	-	-
保 健 師 (カムバック)	0	-	-
事 務 職 (診療情報管理事務)	6	1	6.0
医 師 (公衆衛生医師)	1	1	1.0
薬 剤 師	5	2	2.5
公 認 心 理 師	4	1	4.0
診 療 放 射 線 技 師	8	1	8.0
臨 床 検 査 技 師	5	1	5.0
理 学 療 法 士	9	1	9.0
作 業 療 法 士	6	1	6.0
言 語 聴 覚 士	4	-	-
助 産 師	2	2	1.0
看 護 師	64	35	1.8
治 験 管 理 室 業 務 (職務経験者)	1	1	1.0
助 産 師 (職務経験者)	0	-	-
看 護 師 (職務経験者)	1	1	1.0
合 計	556	159	3.5

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

部門 \ 区分			職 員 数		対前年度 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			2024年 (令和6年)	2023年 (令和5年)		
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	17	17	0	
		総 務	513	496	17	・包括施設管理業務 ・システム標準化対応 ・体制見直し
		税 務	156	155	1	・体制見直し
		労 働	0	0	0	
		農林水産	92	92	0	
		商 工	42	47	▲ 5	・体制見直し
		土 木	335	333	2	・体制見直し
		小 計	1,155	1,140	15	
	福 祉 関 係	民 生	803	788	15	・子ども子育て支援関連 ・体制見直し
		衛 生	297	315	▲ 18	・新型コロナウイルス関連 ・清掃業務の民間委託 ・体制見直し
		小 計	1,100	1,103	▲ 3	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	一般行政部門計		2,255	2,243	12	
	教 育		476	490	▲ 14	・体制見直し
	普通会計計		2,731	2,733	▲ 2	
	公営企業等会計部門計		1,368	1,354	14	
	総 合 計		4,099	4,087	12	

(注) 職員数は一般職に属する常勤職員の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含みます。

(5) 暫定再任用職員・会計年度任用職員の任用状況

(単位:人)

区 分	暫定再任用職員 (常勤)	暫定再任用職員 (短時間)	定年前再任用 短時間勤務職員	会計年度任用職員 (フルタイム)
市長の事務部局等	45	47	3	545
教育委員会の事務部局	12	6	1	235
上下水道事業管理者の事務部局	1	5	0	3
病院事業管理者の事務部局	8	1	0	173
合 計	66	59	4	956

(注) 1 2025年(令和7年)3月31日現在の人数です。

2 市長の事務部局等には、議会の事務部局、選挙管理委員会の事務部局、監査委員の事務部局、公平委員会の事務部局、農業委員会の事務部局を含みます。

(6) 定員適正化の考え方

定員の適正化については、第五次福山市総合計画第2期基本計画である「福山みらい創造ビジョン」において定めた福山市市政運営方針(2021年度(令和3年度)～2025年度(令和7年度))において、組織の総合力の強化について、「簡素で効率的な組織体制を基本に、時代の変化に対応した政策の立案・実施や横断的な連携を行うことができる体制を構築します。」と定めており、上記の考え方を踏まえ、今後も適正な定員管理を行う中で効率的な執行体制とすることとしています。

引き続き、必要な部署には必要な人員配置を行う中で、効率的な行政執行体制の構築に努め、定員適正化の取組を進めていきます。

2 職員の人事評価の状況

(1) 目的

人事評価制度は、人材育成基本方針のもと、職位における役割を明示し、人事管理、職員研修などの諸制度と連携しながら、個人としての成長を高め、組織のビジョンやミッションの達成による組織力の向上を目的として行っています。

(2) 人事評価の内容

ア 評価期間

4月1日から翌年3月31日まで

イ 対象者

全職員

ウ 評価方法

能力評価及び業績評価により評価を実施しています。

(3) 人事評価の結果の活用

人事評価の結果は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (2024年度（令和6年 度）末現在)	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 (B／A)	2023年度 (令和5年度) 人件費率
2024年度 (令和6年度)	453,266人	213,262,271千円	4,821,174千円	29,356,978千円	13.8%	11.6%

(2) 職員給与費（事業費支弁職員を含む）の状況（普通会計決算）

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
2024年度 (令和6年度)	2,731人	10,331,561千円	1,635,867千円	4,831,911千円	16,799,339千円	6,151千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

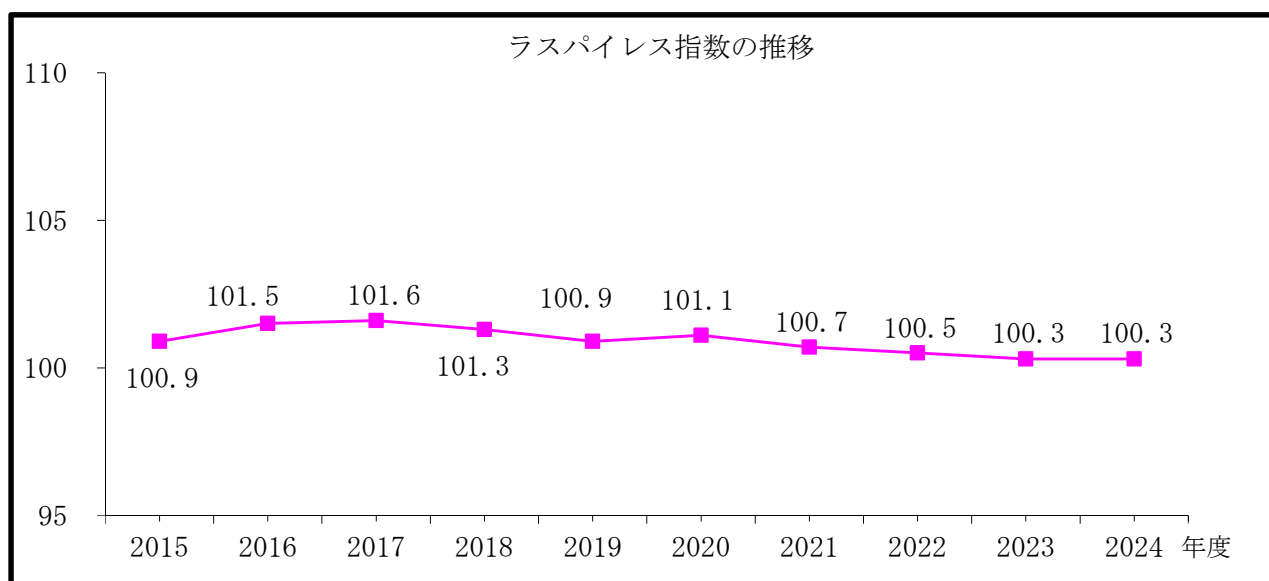
2 職員数は2024年（令和6年）4月1日現在の人数です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額及び平均年齢の状況（2024年（令和6年）4月1日現在）

区 分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	全 職 員	
					平均給料月額	平均年齢
一般行政職	大学卒	298,100円	339,400円	380,300円	329,700円	40.0歳
	高校卒	270,000円	296,100円	343,100円	329,200円	42.0歳

(注) 「平均給料月額及び平均年齢」とは、職員に係る給料月額の総額及び年齢の総和を、それぞれ当該職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額が平均給料月額と一致するものではありません。

(4) ラスパイレス指数の推移（一般行政職）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 職員の初任給の状況 (2024年 (令和6年) 4月1日現在)

区 分		福山市	国
一般行政職	大学卒	225,600円	220,000円
	短大卒	210,600円	204,400円
	高校卒	194,500円	188,000円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (2024年 (令和6年) 4月1日現在)

区 分	基 準 と な る 職 務 内 容	職員数	構成比
1 級	職員の職務	213 人	12.6%
2 級	上級職員の職務	211 人	12.5%
3 級	主任職員の職務	508 人	30.1%
4 級	主査の職務	232 人	13.7%
5 級	担当次長・次長又は調整員の職務	311 人	18.4%
6 級	課長補佐又は専門員の職務	38 人	2.3%
7 級	課長・主幹又は委員会等の事務局の長の職務	136 人	8.1%
8 級	部長・参与又は議会事務局の長の職務	32 人	1.9%
9 級	局長・参事又は教育次長の職務	7 人	0.4%

(注) 1 「福山市一般職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 基準となる職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員手当の状況

名 称	福 山 市		国	
	〈2024年度 (令和6年度) の支給割合〉		〈2024年度 (令和6年度) の支給割合〉	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
期末手当	6月期	1.100月分	6月期	1.225月分
		(0.6375)月分		(0.6875)月分
	12月期	1.150月分	12月期	1.275月分
		(0.6625)月分		(0.7125)月分
勤勉手当	3月期	0.25月分	3月期	—
		(0.10)月分		—
	計	2.50月分	計	2.10月分
		(1.400)月分		(1.000)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・職務の級による加算 5%～20%		・役職加算 5%～20%	
			・管理職加算 10%～25%	

(注) ・ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

名 称	福 山 市	国
退職手当	＜2024年（令和6年）4月1日現在の支給率＞	
	自己都合	早期・定年
	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分 33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分 47.709月分
	最高限度	47.709月分 47.709月分
	1人当たり平均支給額 (2024年度（令和6年度）実績) 14,042千円	

名 称	内 容			
地域手当	支給対象職員	東京都特別区 在勤の職員	広 島 市 在勤の職員	医療職給料表 の適用職員
	支給率	20%	10%	16%
	支給対象職員数 (2024年（令和6年）4月1日現在)	6人	5人	4人
	国の制度（支給率）	20%	10%	16%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (2024年（令和6年）4月1日現在)	856,164円	359,328円	1,226,448円

名 称	区 分	全 職 種
特殊勤務 手 当	支給総額（2024年度（令和6年度）実績）	20,405千円
	職員1人当たり平均支給年額	7,002円
	職員全体に占める手当支給職員の割合 (2024年（令和6年）4月実績)	7.7%
	手当の種類（手当数） (2024年（令和6年）4月1日現在)	16種類
	代表的な手当の名称	市税等の徴収に従事する職員の手当 生活保護の業務に従事する職員の手当

名 称	区 分		全 職 種
時間外勤務 手 当	2024年度 (令和6年度)	支給総額	857,927千円
		職員1人当たり平均支給年額	342,076円
	2023年度 (令和5年度)	支給総額	855,792千円
		職員1人当たり平均支給年額	292,179円

（注）休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んだ金額です。

名 称	内 容
扶養手当	・扶養親族である配偶者 6,500円 （一般職給料表8級職員等 3,500円） （一般職給料表9級職員等 0円）
	・扶養親族である子 10,000円
	・上記以外の扶養親族 6,500円 （一般職給料表8級職員等 3,500円） （一般職給料表9級職員等 0円）
	・扶養親族のうち16歳から22歳までの子（1人当たり加算額） 5,500円
住居手当	・借家等を借受け、14,000円を超える家賃を支払っている職員（限度額） 28,000円
通勤手当	・交通機関利用者 最長6月間の定期券等の価格に相当する額
	・自動車等の交通用具利用者（2キロ以上で距離に応じて） 4,000円～31,600円

（注） 扶養手当及び住居手当は、2024年度（令和6年度）の支給額です。

（８）特別職の報酬等の状況（2024年（令和6年）4月1日現在）

名 称	区 分	金 額 等
給 料	市長	1,120,000円
	副市長	930,000円
	教育長	815,000円
	常勤の監査委員	785,000円
報 酬	議長	765,000円
	副議長	685,000円
	議員	635,000円
期末手当 （特別職 ・議員）	6月期	2.125月分
	12月期	2.225月分
	3月期	0.25月分
	計	4.600月分

（注） ・期末手当は、2024年度（令和6年度）の支給割合です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの 2024年(令和6年)4月1日現在）

1 週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間	備考
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(注) 休憩時間とは、職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているものです。

(2) 年次休暇の取得状況

①一般職員の取得状況（2024年(令和6年)1月1日～2024年(令和6年)12月31日）

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
58,620.1日	16,958.5日	1,522人	11.1日	28.9%

(注) 「全対象職員数」とは、2024年(令和6年)1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した一般職員（非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員）で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員並びに派遣職員を除いたものです。

②会計年度任用職員（フルタイム）の取得状況（2024年(令和6年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日）

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
17,731.3日	7,269.8日	606人	12.0日	41.0%

(注) 「全対象職員数」とは、2024年(令和6年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日までの全期間を在職した会計年度任用職員（フルタイム）です。

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況

(2024年(令和6年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日) (単位：時間)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務平均時間数
460,746	15.2

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数です。

2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を実支給総人員数（支給対象人員数のうち、当該年度中において実際に手当を支給した延べ人数）で除したものです。

※ 延べ人数は、各月の実支給人員数を積み上げたものです。

(4) 休暇等の状況（2024年(令和6年)4月1日現在）

休暇の種類	事 由	付与日数・期間等
年 次 休 暇	一の年（暦年）ごとにおける休暇	毎年1月1日からその年の12月31日までの間において20日以内
病 気 休 暇	公務又は通勤によらない負傷又は疾病	結核性疾患にあつては1年、その他の負傷又は疾病にあつては125日（週休日、休日を含む）を超えない期間内において最小限度必要と認める日数又は時間
特 別 休 暇 (主なもの)	忌引	規則に定める期間内において必要と認める日数又は時間
	女子職員が出産した場合	産前8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）、産後8週間
	配偶者又は子（子の配偶者を含む。）の出産の場合	3日を超えない範囲内で必要と認める日数又は時間

(注) 上記以外に介護休暇、育児休業制度等があります。

5 職員の休業に関する状況

(1) 一般職員の取得状況

(2024年(令和6年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日) (単位：人)

種類	取得者数		計
	男	女	
育児休業	84	117	201
	9	176	185
部分休業	10	114	124
	9	191	200
自己啓発等休業	0	0	0
	0	0	0
配偶者同行休業	0	0	0
	0	0	0
修学部分休業	0	0	0
	0	0	0
高齢者部分休業	0	0	0
	0	0	0

(注) 1 上段は当該年度において、新たに取得した職員数、下段は前年度から引き続き取得している職員数です。

2 育児休業とは、子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで休業することです。

3 部分休業とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の一部を休業することです。

4 自己啓発等休業とは、大学等課程の履修、国際貢献活動の参加のため休業することです。

5 配偶者同行休業とは、外国で勤務等をする配偶者がいる職員が、配偶者と生活を共にするため休業することです。

6 修学部分休業とは、職員が大学、教育施設における修学のため、勤務時間の一部を休業することです。

7 高齢者部分休業とは、55歳に達した職員が、1週間の勤務時間の一部を休業することです。

(2) 会計年度任用職員（フルタイム）の取得状況

(2024年(令和6年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日) (単位：人)

種類	取得者数		計
	男	女	
育児休業	0	30	30
部分休業	0	11	11

(注) 1 当該年度において、新たに取得した職員数です。

2 育児休業とは、子を養育するため、当該子が原則1歳に達する日まで休業することです。

3 部分休業とは、3歳に達するまでの子を養育するため、勤務時間の一部を休業することです。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (2024年(令和6年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日)

(単位：人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号	0	0	107		107
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0
合 計		0	0	107	0	107

(2) 懲戒処分者数 (2024年(令和6年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日)

(単位：人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	3	1	2	6
合 計		1	3	1	2	7

7 職員の服務の状況

- (1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣の状況
(2024年(令和6年)4月1日現在) (単位：人)

派遣先	派遣者数
公立大学法人福山市立大学	35

- (2) 営利企業への従事等許可の状況（地公法第38条関係）
(2024年(令和6年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日)

区 分	件 数	備 考
許 可	70	

- (注) 営利企業への従事等とは、営利企業その他の団体の役員等へ就任し従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

8 職員の退職管理の状況

管理職を経験し、2024年度（令和6年度）に退職した者の再就職の状況 (単位：人)

暫定再任用職員	本市関係公益的法人等	国・他自治体	その他民間企業等
1	5	0	9

- (注) 2025年（令和7年）4月1日時点で再就職した人数です。

9 職員の研修の状況

- (1) 研修に関する基本方針の策定
(地公法第39条第3項)

策定の有無	策定期間
有	1999年(平成11年)3月

- (2) 研修の実施状況 (単位：人)

機関別研修	2024年度(令和6年度) 参加者数	2023年度(令和5年度) 参加者数	備 考
福山市独自の研修	2,391	3,223	
ひろしま自治人材開発機構	751	763	
その他の実施機関への派遣研修	1,199	1,428	

- (注) 参加者数は延べ人数。各職場で個別の研修も実施しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地公法第42条）。

また、共済制度は、職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とするもので（地公法第43条第1項）、具体的には、広島県市町村職員共済組合が制度を運用し、病気等の治療時の保健給付や、退職後の生活を支援するための年金の支給などを行っています。

この他に職員は、スポーツ施設や文化施設の利用助成や各種スポーツ大会の開催等を行う広島県市町村職員共済互助会に6,369人が、職員の慶弔等に係る給付事業等を行う福山市職員互助会に4,982人が（いずれも2024年（令和6年）4月時点）加入しています。

また、福山市職員互助会の経費は、掛金（月額賃金の1000分の4）と負担金（月額賃金の1000分の3.5）、その他の収入金を持って充てられています。なお、負担金の個人給付への支出は2023年（令和5年）4月1日から廃止されています。

(2) 職員の健康診断等の状況（2024年度（令和6年度）実績）

健康診断の内容	受診者数
定期健康診断	2,911人
特別健康診断	793人
B型肝炎予防検査	159人
短期人間ドック	4,614人
生活習慣病予防検診	35人
VDT検診	187人
その他	872人

(3) 公務災害の発生状況

区 分	公務災害	通勤災害
2024年度（令和6年度）	56件	13件
2023年度（令和5年度）	46件	12件

(4) 職員の利益の保護の状況

職員の生活及び身分の安定を通じて公務能率の向上を図ることを目的として、経済的利益と身分上の利益を保護するために、職員は公平委員会に対して、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求を行うことができることとしています。

1.1 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	2024 (R6) . 3. 31現在 継続件数 (A)	2024 (R6) . 4. 1～ 2025 (R7) . 3. 31 の措置の要求の件数 (B)	2024 (R6) . 4. 1～ 2025 (R7) . 3. 31 の終結件数 (C)	2025 (R7) . 3. 31現在 継続件数 (A+B-C)
給 与	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

区 分	2024 (R6) . 3. 31現在 継続件数 (A)	2024 (R6) . 4. 1～ 2025 (R7) . 3. 31 の審査請求の件数 (B)	2024 (R6) . 4. 1～ 2025 (R7) . 3. 31 の終結件数 (C)	2025 (R7) . 3. 31現在 継続件数 (A+B-C)
分限処分	0	0	0	0
降給	0	0	0	0
降任	0	0	0	0
休職	0	0	0	0
免職	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0
戒告	0	0	0	0
減給	0	0	0	0
停職	0	0	0	0
免職	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

1 2 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数 (2025年(令和7年)4月1日現在)

(1) 一般職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	職員の職務	363	14.4	主事	209	664	26.4	係員級
				技師	24			
				保育士	96			
				保育教諭	3			
				幼稚園教諭	3			
				司書	3			
				保健師	24			
				獣医師	1			
2級	上級職員の職務	301	12.0	主事	177			
				技師	32			
				保育士	51			
				保育教諭	5			
				幼稚園教諭	5			
				司書	4			
				獣医師	1			
				栄養士	1			
				保健師	21			
				公認心理師	3			
				作業療法士	1			
3級	主任職員の職務	750	29.8	主任職員	750	750	29.8	主任級
4級	主査の職務	453	18.0	主査	452	453	18.0	係長級
				副所長	1			
5級	担当次長、次長又は調整員の職務	380	15.1	次長	294	461	18.3	課長補佐級
				調整員	54			
				支所長	3			
				所長	3			
				館長	4			
				副所長	13			
				副園長	9			
6級	課長補佐又は専門員の職務	81	3.2	課長補佐	22			
				専門員	11			
				所長	42			
				館長	2			
				園長	2			
				所長補佐	1			
				支所長補佐	1			

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
7級	課長、政策官、政策調整官又は委員会等の事務局の長の職務	146	5.8	部長	1	146	5.8	課長級
				課長	118			
				政策官	1			
				政策調整官	4			
				主幹	4			
				室長	4			
				支所長	3			
				所長	5			
				館長	1			
				副所長	1			
				事務長	1			
				事務局長	3			
8級	部長、参与又は議会事務局の長の職務	36	1.4	部長	26	36	1.4	部長級
				参与	3			
				支所長	4			
				事務局長	1			
				会計管理者	1			
				室長	1			
9級	局長、参事又は教育次長の職務	7	0.3	局長	4	7	0.3	局長級
				参事	3			
合計		2,517	100.0					

(注) 1 人数には常勤の暫定再任用職員を含みます。

2 端数処理の関係上、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(2) 教育職給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の助教諭、講師又は実習助手の職務	0	0.0		0	37	94.9	教諭級
2級	高等学校の教諭の職務	37	94.9	教諭	37			
特2級	高等学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	0	0.0		0	0	0.0	主幹教諭級
3級	高等学校の教頭の職務	1	2.6	教頭	1	1	2.6	教頭級
4級	高等学校の校長の職務	1	2.6	校長	1	1	2.6	校長級
合計		39	100.0					

(注) 1 人数には常勤の暫定再任用職員を含みます。

2 端数処理の関係上、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(3) 医療職給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の職務	0	0.0		0	0	0.0	係員級
2級	担当次長、次長又は調整員の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長補佐級
3級	課長又は主幹の職務	2	40.0	課長、主幹	2	2	40.0	課長級
4級	部長又は参与の職務	3	60.0	保健所長	1	3	60.0	部長級
				参与	2			
合計		5	100.0					

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(4) 特定任期付職員給料表

号給	標準的な職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0		0
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	1	50.0	調整員	1
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		0
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		0
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		0
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	50.0	参与	1
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0		0
合計		2	100.0		

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%にならない場合があります。